

1220年代後半の教皇領での戦争と防衛

尾崎 秀夫

1. はじめに

中世西ヨーロッパにおいて教皇権は大きな影響力を持っていた。しかし、それは本来靈的権威であって、皇帝権や王権とは大いに性格の異なるものであった。だが、教皇権は靈的権威であるとともに、世俗君主としての側面も有していた。とりわけ中部イタリアの教皇領において教皇は世俗君主であった。では教皇はいかにしてそれを支配したのであろうか。どのように対立する世俗権力に対抗し、教皇領を守ったのであろうか。どのような防衛手段があったのであろうか。

教皇領の成立期についてはさまざまな見解がある。かつては8世紀半ばの「ピピンの寄進」を起源とする見解が通説であったが、インノケンティウス3世を真の建国者とする研究者もいる¹。教皇領の起源について検討することは本稿の目的ではないが、創立者ともされるインノケンティウス3世に続く時代に、この国家が世俗的にどのような状況にあったかは、興味深い問題である。

歴史家ブルクハルトはその『イタリア・ルネサンスの文化』の冒頭で、神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世を「玉座に即いた最初の近代的人間」とし²、彼のイスラムについての知識と理解、教皇との闘争、中央集権化の推進などを挙げている。その当否はともかくとして、彼が再三にわたって西欧キリスト教世界において最高の宗

教権威であったローマ教皇と対立し、軍事衝突さえ起こしたことは周知の通りである。とりわけ1230年代後半に始まる衝突はフリードリヒの死の1250年頃まで続いた。その間、彼は教皇グレゴリウス9世から破門され、インノケンティウス4世には廃位宣言さえ下されている³。

しかし、両者の軍事衝突はそれ以前の1228年にも起こっていた。それはまさにフリードリヒが聖地に赴いてエルサレムを取り戻している間に始まったのである。1230年代後半に始まる闘争は歴史家の注目を引いてきたのに対し、短期で収束したためであろうか、同時期のフリードリヒの十字軍については多くの文献に言及されているにもかかわらず、このときの侵攻はあまり関心を集めていない。しかし、この争いは当時の教皇領の状況を考える上で様々な示唆を与えてくれる。本来宗教的権威である教皇権が、いかにしてフリードリヒと争い、教皇領を防衛しようとしたのか。国家にとって防衛がきわめて重要であることは言うまでもない。しかし、これまで教皇領の防衛政策は十分に検討されてこなかった⁴。

本稿では、両者の対立の理由、戦闘の経過を概観するとともに、軍事衝突の中で教皇がいかに教皇領を防衛しようとしたか、どのような方策を用いたのかを考察したい。

*1 山辺規子「中世の教皇領」、『国家—その理念と制度—』所収、中村賢二郎編、京都大学人文科学研究所、1989年、344-345頁。D. Waley, *The Papal State in the Thirteenth Century*, London, 1961; P. Partner, *The Lands of St. Peter*, Eyre Methuen, 1972.

*2 J・ブルクハルト『イタリア・ルネサンスの文化』新井靖一訳、筑摩書房、2007年、16頁。柴田治三郎訳、中央公論社、1966年、66頁。

*3 インノケンティウス4世によるフリードリヒの廃位については、A. Melloni, *Innocenzo IV: La concezione e l'esperienza della cristianità come regimen unius personae*, Bologna, 1990, passim. 拙稿「教皇インノケンティウス4世の政治理論における教皇権と世俗権」『史林』77巻1号、1994年、54~60頁。

*4 藤崎衛『中世教皇府の成立と展開』、八坂書房、2013年はわが国における中世教会史研究の金字塔であるが、教皇府組織の詳細な検討であり、防衛についてはほとんど触れられていない。

2. 十字軍問題

グレゴリウス9世は1227年10月10日、フリードリヒ2世に対し破門の回勅を発した⁵。数年前に宣誓した十字軍出発を再三延期したことが破門の理由とされた。

フリードリヒが初めて十字軍行きを誓ったのは、1215年7月末にアーヘンで挙行されたドイツ王としての戴冠式の時であった。さらに1220年11月22日のローマでの皇帝戴冠式の時には、翌年8月に聖地に渡ることを誓った。しかし結局、1218年に出発していた第5回十字軍に自らは参加せず、1221年に2艦隊を派遣するに留まり、それはダミエッタでの大敗北を阻止できなかつた。その後、皇帝と教皇ホノリウス3世は1222年にヴェロリで、1223年にフェレンティーノで東方問題について協議し、出発延期が承認された⁶。

しかし、フリードリヒは十字軍に行く意思がなかったわけではない。彼はエルサレム王の称号を有するジャン・ド・ブリエンヌの娘ヨランダを娶ることによって聖地の王冠を手に入れたりしていた⁷。彼の十字軍行きを妨げていたのはおもにシチリア島の情勢であった⁸。フリードリヒは1197年に父ハインリヒ6世の死後、わずか3才でシチリア王位についていた。しかし、その後のシチリアは混乱と無秩序状態が続く⁹。とりわけシチリア島のムスリムはキリスト教政権に対抗し、島の西部を根拠としてほとんど独立的な活動を行っていた。1220年にドイツから南

イタリアに戻ったフリードリヒはこのムスリム勢力に手を焼くことになる。1224年3月、フリードリヒは教皇ホノリウス3世に、100隻のガレー船と50隻の貨物船を聖地回復の準備のために提供するが、彼自身はムスリムの叛徒の降伏までシチリアに留まるだろう、と書き送っている¹⁰。彼は聖地の代わりに、シチリア島でサラセン人と戦っていることを強調した¹¹。

ホノリウスは1225年にフリードリヒとサン・ジェルマーノで会見して十字軍問題を話し合い、フェレンティーノで定めた期日である1225年を再度延期し、1227年8月15日とともに、2000人の騎士と625ポンドのシチリア金の資金を拠出することとし、もし出発しなければ破門されることが定められた¹²。

1227年3月、ホノリウス3世が死去し、グレゴリウス9世が登位した。ついにフリードリヒは十字軍行きを決意した。1227年夏、十字軍士がアプーリアに集結し、フリードリヒ自身も9月8日にブリンディシ港を出帆した。ところが、夏の暑さもあって十字軍士の中に疫病、おそらくチフスかコレラが広がり、皇帝自身も罹患した¹³。皇帝の友人で同行するはずであったチューリンゲン方伯ルートヴィヒも病に倒れ、まもなく死去した。フリードリヒは快復しだい出発するつもりであったが、友人の死を目の前にして、一部の艦隊を聖地に送り出し、自分自身はナポリ近郊の湯治場ポツツオーリに赴いて静養に努めることとなった。

この知らせに教皇は激怒した。十字軍を誓つてから10年以上が立ち、再三延期を重ね、ついに1227年8月に出発すると約束し、できなけれ

*5 M.G.H. *Epistolae Saeculi XIII Regestis Pontificum Romanorum Selectae*(=E. S.), 1, Berlin, 1883, pp. 281-285, n. 368.

*6 E・H・カントーロヴィチ『皇帝フリードリヒ2世』(小林公訳)、中央公論新社、2011年、93、130、160-161頁。D. Abulafia, *Frederick II: A Medieval Emperor*, 1988, London, pp. 120-121, 138, 148-149.

*7 カントーロヴィチ、前掲書、163頁。Abulafia, *op. cit.*, p. 150.

*8 西川洋一「後期シュタウフェン朝」、『ドイツ史』所収、山川出版社、1997年(=「後期」)、265頁。

*9 この頃のシチリア島の状況については、A. Metcalfe, *The Muslims of Medieval Italy*, Edinburgh University Press, 2009, pp. 275-283.

*10 ed. J.-L.-A. Huillard-Bréholles, *Historia diplomatica Friderici Secundi, sive constitutiones, privilegia, mandata, instrumenta quae supersunt istius imperatoris et filiorum ejus: Accedunt epistola Paparum et documenta varia.*, vol. 2, pt. 1, Paris, pp. 409-413.

*11 カントーロヴィチ、前掲書、161頁。

*12 Abulafia, *op. cit.*, p. 151. カントーロヴィチ、前掲書、161-2頁。

*13 Abulafia, *op. cit.*, pp. 165-66. カントーロヴィチ、前掲書、193-4頁。

ば破門を覚悟すると言っていたのであるから、理解できなくもない。グレゴリウス9世がフリードリヒを破門したのは9月末で、それを知らせる回勅が10月10日に発せられた¹⁴。

破門を宣言するグレゴリウスの気持は理解できるにしても、破門を知らせる回勅には事実とは確定できない根拠も含まれていた。たとえば、グレゴリウスはフリードリヒが約束した資金と人員を聖地に送らなかつたと誤って非難している。また、フリードリヒの病気を仮病としているが、多くの十字軍兵士も罹つたこと、同行したチューリンゲン方伯が死去したことから考えて、フリードリヒも罹患した可能性は低くない。グレゴリウスは多くの十字軍士が病気に罹り、死者まで出たことをフリードリヒの責任としながら、フリードリヒの病気は認めなかつた。またチューリンゲン方伯の死去はフリードリヒによる毒殺と主張したが、これももちろん謂われのない中傷であろう。さらには第5回十字軍の失敗も援軍を送らなかつたフリードリヒの責任とされた。

これに対してフリードリヒは使者を教皇に送つて反論しようとしたが、教皇は頑なに会おうとさえしなかつた。いずれにせよ、グレゴリウス9世はフリードリヒの度重なる十字軍の延期を宣誓違反として破門宣告を下したのである。

フリードリヒは同年12月に反論する¹⁵。彼は、教皇の破門の不当性を主張、東方に資金と兵士を送つたこと、出発寸前で病気のためやむを得ず中止したこと、第5回十字軍の失敗には彼も彼の臣下も責任はないと反論し、教皇が彼の使者を門前払いにしたことを非難した。使者を受け入れなかつた理由として、グレゴリウスはその1人がライナルド・フォン・ウルスリンゲン

で、「彼は決して平和的な交渉者ではなく、教会の迫害者である」ことを挙げている。実際、ライナルドは教皇領に属するスポレートの公と称していた人物であった¹⁶。

グレゴリウスの破門回勅、フリードリヒの反論を見るなら、この対立の最大の原因は十字軍問題であったと思われる。しかし、その後双方から出される文書を見るなら、そこにシチリア王国の問題が大きくクローズアップされる。では、シチリア問題は両者の対立にどのように関わっているのであろうか。

3. シチリア王国問題

1186年、シチリア王グリエルモ2世の叔母コスタンツァと神聖ローマ皇帝フリードリヒ1世の息子ハインリヒが結婚した¹⁷。グリエルモ2世には子がなく、コスタンツァを後継者としていたので、ハインリヒが帝位を継げば、帝国とシチリア王国が結びつくことになる。これは教皇庁にとっても、北イタリア諸都市にとっても、南北をシュタウフェン勢力に挟まれるというきわめて憂慮すべき状況であった。そして、1189年、グリエルモ2世が36才の若さで死去すると、それが実現するかに思われた。

ところが、王国が帝国に吸収されることを危惧する人々にも支持されて、レッチェ伯タンクレディが王位継承権を主張した。彼はグリエルモの兄プーリア公ルッジエーロの庶子で、1190年にシチリア王となり、ドイツ王となったハインリヒ6世の侵入を退け、王国の支配を確立した。しかし、その後間もない1194年にタンクレディが死去すると、1191年に帝冠を受けていたハインリヒがシチリア島を制圧し、帝権とシチリア王権の合同が実現した。息子のフリードリヒが生まれたのはその頃である。

*14 M.G.H., E. S., 1, pp. 280-285, nos. 367-368.

*15 M.G.H. *Constitutiones et Acta Publica*, 2, Hanover, 1896, pp.148-56, no. 116; G.A. Loud, The Papal 'Crusade' against Frederick II in 1228-1230, *The Papacy and the Crusades, Proceedings of the VIIe Conference of the Society for the Study of the Crusades and the Latin East*, ed. by M. Balard, Ashgate, 2011, p.94.

*16 M.G.H., E. S., 1, pp. 293-294, no. 376.

*17 Metcalfe, *op. cit.*, pp. 393-394. 高山博『中世シチリア王国』、講談社現代新書、1999年、186頁。山辺規子『ノルマン騎士の地中海興亡史』、白水社、1996年、201頁。西川洋一「初期シュタウフェン朝」、『ドイツ史』所収、山川出版社、1997年(=「初期」)、243頁。

ハインリヒはすぐに半島に渡って南イタリアを制圧し、9月にはカンパニヤに侵入し、中部イタリアへの侵攻を開始した。ハインリヒの弟フィリップは兄の命令でトスカーナ世襲領に勢力を伸ばした。ハインリヒの配下であるコンラート・フォン・ウルスリングンはスポレート公領を、マルクヴァルト・フォン・アンヴァイラーはロマーニャ、ラヴェンナ公領、アンコナ辺境領、アブルツィ伯領を与えられ、さらに聖ペトロ世襲領は、北部はフィリップ、南部はローマ人やフランジパニら親皇帝派の豪族に押さえられた¹⁸。いまや、教皇権は政治的独立を喪失するかに思われた。

しかし、このとき 1197 年 9 月 28 日、ハインリヒが 32 才の若さで急死したことにより、状況は一変した。さらに教皇ケレスティヌス 3 世が翌年 1 月に死去し、若く精力的なインノケンティウス 3 世が登位したことも教皇権にとって幸いであった。また王妃コスタンツアも亡くなり、幼児フリードリヒは新教皇の後見のもとに置かれた。

皇帝権をめぐっては、ハインリヒによって後継者とされたフリードリヒがまだ幼かったため、オットー・フォン・ブラウンシュヴァイクとハインリヒの弟フィリップ・フォン・シュヴァーベンが帝位継承に名乗りを上げた。

この対立は、ドイツとシチリアの両方を手中に収めた皇帝の軍勢によって中部イタリアを侵略されていた教皇権にとって僥倖であった。中部イタリアでは反ドイツ人の蜂起が起こった。フィリップはシュヴァーベンに戻り、コンラート・フォン・ウルスリングンも教皇に降伏してドイツに帰還、スポレート公領を教皇に委ねた。マルクヴァルトも南イタリアに逃れこととなった。こうして中部イタリアは再び教皇に従い、1207 年 9 月にはヴィテルボで「教皇領会議」が開催され、司教、修道院長、伯、豪族、さら

にトスカーナ、スポレート公領、アンコーナ辺境領、ローマ周辺のポデスタやコンソリが召集され、ローマ教会の権利が確認されて、教皇は集まつた俗人から服従誓約を受けた。こうしてインノケンティウスは中部イタリアを教皇権のもとに置いたのである¹⁹。

シチリア島もハインリヒ 6 世やマルクヴァルト・フォン・アンヴァイラーの死後、ほぼ親教皇派によって支配されていた²⁰。シチリア王国はローマ教会の封土であり、国王フリードリヒ 2 世はインノケンティウスの後見を受けていた。

また 2 人の皇帝候補者は、いずれにも決定的な決め手がなく、双方が教皇に承認と支持を求めたため²¹、教皇は領土に関してもさまざまな譲歩を受けることになる。オットーは 1201 年にノイスの誓約で「ラディコファーニからチェプラーノまで、ラヴェンナ総督領、ペントボリス、辺境領、スポレート公領、マチルダの遺領、ベルティノーロ伯領」、ルイ敬虔帝の特許状に示された地方を教皇庁に承認した²²。これは 1209 年にオットーによって再確認され、1213 年にはエーガーで、1219 年にはハーゲナウでフリードリヒによって承認された。

確かに、これによって教皇による支配が中部イタリアで確立したわけではなく、このような特許状だけで安心できるわけではない。実際、オットーは皇帝として承認された後、教皇領、さらにはシチリア王国に侵入した。従って、教皇庁の課題は、教会の権利を守り、また十字軍を率いる強力な皇帝を確保することであり、そ

*19 Gesta Innocentii III, in: *Patrologia Latina*, 214, col.162. 英訳は *The Deeds of Pope Innocent III*, tr. by J.M. Powell, The Catholic University of America Press, 2004), pp. 233-234. Partner, *op. cit.*, pp. 229-234; Waley, *op. cit.*, pp. 30-56.

*20 Partner, *op. cit.*, p. 232.

*21 帝位継承争いについての邦語文献としては、梅津尚志「教皇権・皇帝権・教皇領—インノケンティウス 3 世における—」『ヨーロッパ キリスト教史 3 中世後期』、中央出版社、1971 年。

*22 Waley, *op. cit.*, p.43; Partner, *op. cit.*, p. 235.

*18 Waley, *op. cit.*, pp. 27-28; J.C. Moore, *Pope Innocent III, To Root Up and to Plant*, Brill, 2003, p. 13.

の皇帝に帝国とシチリア王国を統一させないとであった。

結局、インノケンティウスが皇帝として支持したのは、彼の後見下で成長したシチリア王のフリードリヒであった。インノケンティウスは慎重に事を運んだ。まず、1212年にフリードリヒの息子でまだわずか1才のハインリヒをシチリア王として戴冠させた²³。1216年にフリードリヒが皇帝に戴冠され、シチリア王国が息子に譲られると、教皇以外の上級領主を認めないと約束させた²⁴。その直後にインノケンティウスは世を去るのであるが、周知の通りその後、フリードリヒは教皇権が望むような皇帝にはならなかつた。むしろ、中世教皇権にとって最大の脅威に成長することになる。

インノケンティウス3世の跡を継いだのはホノリウス3世であるが、この教皇は一般に穏和な教皇と言われ、フリードリヒに対して十字軍行きを優先して帝国とシチリア王国の分離については強く求めなかつた。しかし、フリードリヒは、戴冠に際しても十字軍の宣誓をくり返しながら、重い腰を上げなかつた。ホノリウス3世が亡くなり、グレゴリウス9世が跡を継いだのはその頃、1227年3月のことであった。

教皇は皇帝に十字軍を起こすことと帝権とシチリア王権の分離を求めていた。ホノリウスは十字軍を優先したが、帝権と王権の分離、シチリア王国の法的地位も教皇領の安全保障上、軽視できない問題であった。グレゴリウスは前任者よりもシチリア王国問題を重視した。実際、フリードリヒ破門の理由は、最初の宣告では十字軍遅延となっているが、その後の教皇書簡を読むならむしろシチリア王国の問題であった。

しかし、ただ皇帝権とシチリア王権が分離されればよいのではない。教皇の封土であるシチリア王国、あるいは中部イタリアにおける権利について教皇と皇帝=王の間に合意があつたわ

けではない。それらに関してすでにさまざまな形で対立が起こっていた。では、両者の対立はどのような具体的問題として現れていたのであろうか。

4. 中南部イタリアにおける対立

シチリア王国は教皇からフリードリヒに与えられた封土と見なされていた。このことは1220年9月にフリードリヒ自身が教皇に対して承認している²⁵。先にも述べたように、シチリア王権と帝権を結びつけず、教皇に忠実な支配者を確保する、あるいは教皇が南イタリアを押さえることは、教皇領の安全保障に不可欠であった。おそらく、インノケンティウス3世の後見下で成長したフリードリヒは当初、教皇に忠実な君主と見られていたことであろう。ところが、彼は皇帝権とシチリア王権の分離について曖昧な態度に終始し、十字軍については先述の通り再三の宣誓にもかかわらず、遅延を重ねた。また、シチリア王国の統治においても教皇の意に沿わないことがしばしばあった。それは1228年3月の四旬節教会会議での、教皇のフリードリヒに対する非難にも現れている²⁶。

そこには十字軍関連の問題とともに、シチリア王国における聖職者や騎士団、世俗貴族の不当な扱いが非難されている。ではグレゴリウスが非難したのは、フリードリヒのどのような行為であったのか。

まずタラント大司教が司教座に赴くことを許されなかつた件である。タラント大司教は、教会財産の浪費と悪しき行状のために職務停止処分を受け、ローマに救済を求めていた²⁷。それが真実なら彼が罰せられるのも当然であるが、本来教会の裁治権に属する聖職者の問題で、フリードリヒ自身、皇帝戴冠に際して発した「聖ペトロ教会における定め」で教会人が世俗の裁

*23 西川、前掲「初期」、255頁。カントーロヴィチ、前掲書、73頁。

*24 M.G.H., *Leges*, 2, pp. 228-229; Moore, *op. cit.*, p. 235; Abulafia, *op. cit.*, p. 125.

*25 西川、前掲「後期」、264頁。

*26 M.G.H., *E. S.*, 1, pp. 288-289, no. 371.

*27 Abulafia, *op. cit.*, p. 139.

治権を免れることを認めているのであるから²⁸、フリードリヒの越権行為と非難されても仕方あるまい。グレゴリウスは聖職者に対する教会の裁治権を確認しようとしたのである。

モリーゼ伯トマーザへの対応も非難している。フリードリヒがトマーザとの合意を守らなかつたというのである。

トマーザは南イタリアの有力貴族であり、その父親はフリードリヒと対立したオットー4世を支持していた。トマーザはフリードリヒの皇帝戴冠式に忠誠誓約のため、息子を派遣したが、フリードリヒは、教皇の執り成しにもかかわらず、これを拒否した。その後、トマーザが反旗を翻すと、1222年にフリードリヒはトマーザの所領を攻撃、これを撃ち破った。両者の協約では、トマーザの妻にモリーゼ伯領の継承権が認められることになったが、トマーザが召喚に応じなかつたため、1224年にフリードリヒは伯領を没収し、中心都市チェラーノを破壊した²⁹。トマーザは1220年代末の教皇とフリードリヒとの闘争において、教皇軍に参加している³⁰。

十字軍士ルッジエーロへの対応も非難されている。アクイラ伯ルッジエーロも南イタリアの反フリードリヒ派で、戴冠式直後にスエッサ、チアーノ、モンドラゴーネの城塞の明け渡しを命じられていた。彼は十字軍を誓っていたにもかかわらず、フリードリヒによって財産を没収され、教皇の執り成しで放免されたが、国外追放を宣告されて、ローマに難を逃れることになる³¹。彼も1220年代末に教皇軍に参加してフリードリヒと戦った³²。すなわち、フリードリヒが自分に反抗的で教皇を支持する貴族を圧迫したことが、両者の対立の原因のひとつであった。

*28 カントーロヴィチ、前掲書、138-139頁。Loud, *op. cit.*, p. 95.

*29 M.G.H., *E. S.*, 1, pp. 216-222, no. 296.

*30 R. Rist, *The Papacy and Crusading in Europe, 1198-1245*, Continuum, 2009, p. 183.

*31 カントーロヴィチ、前掲書、136-139頁。Loud, *op. cit.*, p. 94.

*32 Rist, *op. cit.*, p. 183.

四旬節教会会議での非難には言及されていないが、王国の司教指名の問題も対立の原因であった³³。フリードリヒの後見人となっていたインノケンティウス3世は、王や聖堂参事会を無視して15人を南イタリアの司教とし、フリードリヒが1211年にポリカストロ司教に侍医ジヤコモを指名すると、これを無効としたこともあった。そしてフリードリヒは1213年のエーガーの誓いで司教の教会法に則った自由選挙を承認し³⁴、それを1219年にハーグナウでも確認していた。

しかし、インノケンティウスの死後、フリードリヒは自ら司教を指名始めた。ホノリウス3世はフリードリヒに司教指名について抗議し、1221年8月、1223年6月には南イタリアの司教の指名はフリードリヒの権限ではない、と言明した³⁵。また1226年5月には、フリードリヒが王国の教会に対するローマ教会の権利を否定したことに対抗した³⁶。

フリードリヒはシチリア王であるが、教皇はその封主である。フリードリヒとしては王国を自分の領国として、中央集権的な支配を目指していた。しかし、教皇は封主として一定の影響力を確保するとともに、靈的権威としてその司教等の叙任権の留保を求めていたのである。すなわち、この対立の一つの原因是、シチリア王国の教会における地位であったのである。

両者の間には中部イタリアをめぐる領土問題も存在した。教皇権にとって教皇領確保のために不可欠であり、インノケンティウス時代にエーガーの金印勅書でフリードリヒからそれらの地域に対する教皇の権利の承認を取り付けていた³⁷。しかし、とりわけアンコーナ辺境領とスポレート公領はフリードリヒにとって、北イタリア諸都市に対抗するために重要であった。

*33 Loud, *op. cit.*, pp. 95-96.

*34 M.G.H., *Constitutiones*, 2, pp. 57-59.

*35 M.G.H., *E. S.*, 1, pp. 124-26, no. 178; pp. 160-162, no. 232.

*36 M.G.H., *E. S.*, 1, pp. 216-22, no. 296.

*37 M.G.H., *Constitutiones*, 2, pp. 57-59. 西川、前掲「初期」、255頁。

この地域は両者の対立の地であり、1223年にはホノリウスがフリードリヒにフリードリヒの家臣であるベルトルドらが辺境領と公領に侵入したことに抗議し、フリードリヒが撤退を命じるという事件があった³⁸。

1226年には北イタリア諸都市に対抗するため、フリードリヒはスポレート公領の都市に動員を命じた³⁹。翌年、教皇はベルトルドが中部イタリアで行った掠奪を非難している⁴⁰。また、当時、フリードリヒの宮中で最も有力であったライナルドは、教皇の承認がないにもかかわらず、スポレート公と称し続けた。このライナルドをフリードリヒは彼が十字軍に行っている間の中北部イタリアにおける皇帝代理とした⁴¹。

このように中部イタリアについても教皇とフリードリヒは対立していた。フリードリヒはエガーの金印勅書などで中部イタリアにおける教皇の権利を承認していたにもかかわらず、この地域に対する影響力を確保しようとしていたのである。

両者はさまざまな点について対立していた。教皇はシチリア王権と帝権の分離とともに、王国での教権の確保、それに教皇領の安全保障を目指していた。皇帝は帝国とシチリア王国の合体とともに、王国における中央集権的体制の確立、中部イタリアでの影響力の確保を望んでいた。このような対立がフリードリヒ不在時に軍事衝突に発展したのである。

5. 中南部イタリアでの戦闘

カントーロヴィチやアプラフィアはフリードリヒ不在時の戦闘の開始の責任をグレゴリウス9世に求めた⁴²。しかし、先制攻撃を行ったのはフリードリヒの代理であったライナルドであつ

た⁴³。ピアチェンツァの年代記作者ジョヴァンニ・コダニエッロは、フリードリヒへの攻撃はローマ教会の領地と権利が侵されたためであると書いている⁴⁴。もっともカントーロヴィチはライナルドが侵攻したのは、教皇がシチリア王国の臣民の王に対する忠誠を解除したことを宣戦布告と理解したためと主張する⁴⁵。しかし、グレゴリウスが忠誠解除を発したのは8月30日であり⁴⁶、年代記作者ジェルマーノのリッカルドは8月にライナルドが侵攻したと伝えているので⁴⁷、忠誠解除は侵攻の後となろう。

ライナルドは8月にスポレート公領に、10月には辺境領に進軍した。グレゴリウスは、すぐに撤退しなければ破門すると宣言⁴⁸、11月30日に破門を宣告した⁴⁹。

教皇は財政的支援をスウェーデンやフランス、デンマーク、イングランド、そして北イタリア諸都市に求めた。それらの軍資金によって傭兵を集め、かつてフリードリヒの義父であったジャン・ド・ブリエンヌと枢機卿ヨハネス・コロンナがそれを率いて迎撃し、ライナルドを王国へと撤退させることに成功した⁵⁰。教皇軍は南イタリアに侵入し、1229年初頭にはシチリア島にも攻め込んだ。教皇はフリードリヒ死去の噂を流してフリードリヒ派に動搖を与え、またナポリやガエータなどの都市に特権を与えて切り崩そうとした⁵¹。

しかし、教皇側の優勢もここまでであった。軍資金は底をつき始めた。そして何よりもフリードリヒのイタリア帰還が形勢を一変させたの

*43 Waley, *op. cit.*, p. 135; Rist, *op. cit.*, p. 183.

*44 M.G.H., *Scriptores (=SS.)*, 18, p. 444.

*45 カントーロヴィチ、前掲書、203頁。

*46 M.G.H., *E. S.*, 1, pp. 730-732, no. 831.

*47 M.G.H., *SS.*, 19, p. 350.

*48 M.G.H., *E. S.*, 1, pp. 291-292, no. 375; Rolls Series, *Matthaei Parisiensis Chronica Majora (=Chronica Majora)*, 3, p. 186.

*49 M.G.H., *E. S.*, 1, pp. 293-294, no. 376.

*50 Waley, *op. cit.*, p. 135; Loud, *op. cit.*, p. 97.

*51 Rist, *op. cit.*, p. 183; Abulafia, *op. cit.*, p. 198.

*38 Loud, *op. cit.*, p. 97.

*39 M.G.H., *E. S.*, 1, pp. 114-116, no. 165.

*40 M.G.H., *E. S.*, 1, pp. 233-234, no. 306.

*41 Loud, *op. cit.*, p. 97.

*42 カントーロヴィチ、前掲書、202頁。Abulafia, *op. cit.*, p. 195.

である⁵²。フリードリヒは6月10日にプリンディシに帰着した⁵³。

フリードリヒは反撃を開始、9月末には教皇軍はカンパニヤまで退却し、崩壊した。グレゴリウスはリヨン、パリ、そしてミラノの大司教に援助を求める書簡を送り、戦士には「罪の赦し」を約束したが、すでに手遅れであった⁵⁴。フリードリヒから交渉のための使者が派遣され、グレゴリウスは11月10日には北イタリア諸都市に講和交渉を開始したことを伝えている⁵⁵。フリードリヒは、軍事的には教皇領に攻め入ることも可能であったが、敢えてそれをしなかつた。支配の再建のために何よりも破門の解除が必要であり、フリードリヒが望んだのは教皇との闘争に終止符を打ち、南イタリアにおける彼の支配権を承認させ、ホノリウス3世時代の状況に復帰させることであった⁵⁶。

翌1230年7月、サン・ジェルマーノの和が結ばれた⁵⁷。この条約は、戦闘において圧倒的優位であったフリードリヒが、教皇に譲歩したと言っても過言ではない。フリードリヒは、教皇領を尊重することを誓った。またシチリア王国での教会の自由選挙を承認し、王の同意権を放棄した。王国の教会と聖職者は税を免除され、世俗の裁判を受けないことも認められた。南イタリアの教皇支持者は容赦された。

このように、講和は戦闘の結果から考えれば、明らかに教皇に有利な内容であった。しかし、フリードリヒは手に入れるべきものを手に入れた。破門の解除⁵⁸と帝国と王国の結合の事実上の承認である。

*52 Abulafia, *op. cit.*, pp. 198-199.

*53 カントーロヴィチ、前掲書、233頁。Abulafia, *op. cit.*, p. 194.

*54 M.G.H., E. S., 1, pp. 322-324, nos. 403-405.

*55 M.G.H., E. S., 1, p. 327, no. 409. Loud, *op. cit.*, p. 101.

*56 カントーロヴィチ、前掲書、235頁。西川、前掲「後期」、266頁。Abulafia, *op. cit.*, p. 199.

*57 M.G.H., E. S., 1, pp. 333-335, no. 415. Abulafia, *op. cit.*, pp. 200-201. カントーロヴィチ、前掲書、236-237頁。

*58 M.G.H., E. S., 1, pp. 338-340, nos. 419-420.

6. 1220年代における教皇領の防衛

では、1220年代末において教皇領はどのように敵対勢力に対抗したのであろうか。フリードリヒ勢力の攻勢に対して、教皇権はどのようにして教皇領を守ろうとしたのか。

1207年、インノケンティウス3世治下で行われたヴィテルボでの教皇領会議は、教皇主導で法令を定めたが、それらは国家内の秩序回復を目的とし、防衛体制の構築には言及していない⁵⁹。グレゴリウス9世が防衛手段として用いたことは、教皇の靈的権威に物を言わせ、靈的処罰を用いるとともに、教皇領外から軍資金と兵士を集めることであった。

フリードリヒ2世の破門は、確かに教皇グレゴリウス7世による皇帝ハインリヒ4世の破門ほどの効果はなかった。ハインリヒ4世の場合は苦境に立ち、教皇に赦しを求めるしかなかつたが、グレゴリウス9世による破門は形勢を大きく変えるような効力を持たなかつた。しかし、フリードリヒが戦闘において圧倒的優位に立ちながら、締結した条約では大幅な譲歩をしてまで破門解除を勝ち取ったところを見ると、決して効果がなかつたわけではない。フリードリヒはキリスト教徒として破門状態に留まることをよしとしなかつたのであろうし、神聖ローマ帝国とシチリア王国の支配者としても、破門されたままでいるわけにはいかなかつた⁶⁰。すなわち、破門は効果のない脅しではなかつた。

教皇はフリードリヒの勢力との戦いにおいて、教皇領内で軍隊を集めることはできなかつた。教皇は、北イタリアやポルトガル、あるいはフランスに兵士の派遣を求めねばならなかつた⁶¹。実際、教皇軍は北イタリアやスペインなどから来た傭兵からなつていた⁶²。

*59 *Patrologia Latina*, 215, col. 1228.

*60 Abulafia, *op. cit.*, p. 201. カントーロヴィチ、前掲書、238頁。

*61 M.G.H., E. S., 1, pp. 395-396, no. 378; p. 308, no. 389.

*62 Abulafia, *op. cit.*, p. 197.

軍資金も教皇領で調達されたわけではない。グレゴリウスは資金を得るためにスウェーデンやフランス、デンマーク、イングランド、スコットランドなどに十分の一税を課税するよう求め、また北イタリア諸都市にも騎士や資金の拠出を要請した⁶³。

では、要請を受けた王や都市はどのようにこれに応えたのであろうか。資金援助のような要請はもちろん不満を招き、ロジャー・オヴ・ヴェンドヴァーによると、教皇の課税に抵抗が起つた⁶⁴。しかし、そのようにして集められた軍資金は8万リーブラとかなりの額であった⁶⁵。だがそれでも十分ではなく、長期間戦争を継続することができなかつた⁶⁶。マシュー・パリスは、ジャン・ド・ブリエンヌが兵士への支払いのために宗教施設を掠奪した、と伝えている⁶⁷。皇帝が帰還し、敗色濃厚になったとき、教皇軍の指揮官のひとりであった枢機卿ヨハネス・コロンナがローマに赴いたことをサン・ジミニヤーノのリッカルドは「兵士の給与を得るという口実で」と皮肉をこめて書いているが、マシュー・パリスに「すべての枢機卿の中で世俗権においてもっとも強力」と言わしめたヨハネスであるから、これも軍資金不足を示しているのであろう⁶⁸。また、教皇特使で枢機卿のペラギウスはモンテ・カッソノとサン・ジェルマーノの教会財産を没収し、兵士への支払いに充てようとしたという⁶⁹。

*63 M.G.H., SS., 18, pp. 444-445. グレゴリウスがイングランドなどに十分の一税を求めた時期であるが、1228年とされることが多いようである。Loud, *op. cit.*, p. 99. 山辺、前掲論文、359頁。しかし、マシュー・パリスもロジャー・オヴ・ヴェンドヴァーも1229年4月29日のウェストミンスターでの集会で十分の一税が求められた、と伝えている。Chronica Majora, 3, p. 186; M.G.H., SS., 28, p. 66.

*64 M.G.H., SS., 28, pp. 66-67. Abulafia, *op. cit.*, p. 195; Loud, *op. cit.*, p. 102..

*65 Partner, *op. cit.*, p. 248.

*66 Abulafia, *op. cit.*, p. 198; Loud, *op. cit.*, p.102.

*67 Chronica Majora, 3, pp. 188, 194.

*68 M.G.H., SS., 19, pp. 355; Chronica Majora, 3, p. 287.

*69 カントーロヴィチ、前掲書、234頁。

財政的には教皇領での税収が少なかったことが大きな問題であった。ウェーリーによればボニファティウス8世時代の教皇領からの収入は2万5千から3万フィオリーニであったが、それはグレゴリウスがイングランドなどでの十分の一税で得た8万リーブラ(価値はフィオリニと同じ)の約3分の1にすぎなかつた⁷⁰。

では、北イタリア諸都市は教皇を積極的に支援したであろうか。都市はフリードリヒと対立しており、グレゴリウスは支援を期待していた。しかし、諸都市間にも対立があつた。ボローニャはモデナやパルマ、クレモーナと対立し、軍事衝突も起つていた⁷¹。またグレゴリウスはパドヴァとトレヴィーザの対立を調停しようとした。教皇派都市は騎士300名を派遣したが、教皇は、人数も資金も十分ではない、と不満を述べた。1229年6月には、派遣された兵の士気の低さを嘆いた。7月13日の書簡では、兵士の軍務の3ヵ月の延長と彼らの給与と食糧を、破門で威嚇して要求せねばならなかつた⁷²。

北イタリア諸都市にとって教皇の闘争より、都市間の戦闘の方が重要であった。ピアチェンツァは1229年2月に教皇の要請に応えて騎士を36人しか派遣していないが、7月にモデナと争うボローニャには5倍にあたる174人を送っている⁷³。

このように教皇領の防衛は決して万全ではなかつた。軍資金も兵士を国内で確保できなかつた。靈的制裁を用いるとともに、普遍的権威として国外に支援を求めるこことによって外敵に対処していたのである。もちろんそれでは、フリードリヒのような強大な君主に対しては不十分であった。それでも世俗君主としての命脈を保

*70 山辺、前掲論文、365頁。Waley, *op. cit.*, p. 272.

*71 Loud, *op. cit.*, p.102. Chronica Fratris Salimbeni de Adam Ordinis Minorum, M.G.H., SS., 32, Hannover, 1905-13, pp. 35-37; M.G.H., SS., 18, pp. 444-445.

*72 M.G.H., E. S., 1, pp. 304-305, no. 385, pp. 313-316, nos. 395-396.

*73 M.G.H., SS., 18, pp. 445, 447.

ったのは、キリストの代理たる教皇の靈的権威によるということができよう。

7. おわりに

1220年代、教皇権と帝権の間では十字軍が重大な問題であったことは周知の事実である。また帝権とシチリア王権の結合を防ぐことも教皇にとって重大な課題であった。すなわち、十字軍を率いて聖地を回復するほど強大でありながら、教皇に対しては従順な皇帝が求められたわけであるが、そのように教皇に都合のよい君主はそう現れるものではない。フリードリヒ2世もそのような君主ではなかった。1220年代後半の両者の戦闘は、教皇の教皇領確保と理想的、教皇権に好都合な皇帝の追求が、皇帝の帝国ならびにシチリア王国での支配確立と対立した結果とも言えるであろう。

1220年代末の闘争を検討するなら、次のように見ることができよう。すなわち、教皇領では防衛態勢を国内で築くことはできず、教皇の靈的制裁とともに、国家外からの支援に頼っていた。国外からの支援が期待できるという点では強みとも言えようが、国内で防衛態勢が敷けないという意味では極めて脆弱であったといわざるを得ないのである。

そもそも教皇領は周辺地域と明確に民族、言語、習慣、宗教などによって区別されるわけではない。住民が帰属意識をもって外敵に当たることは難しかったであろう。彼らが世俗的に誰に従うかは、現実的な選択としておそらくより条件のよい方であって、だからこそ教皇は教皇領内の諸都市に多くを求めることができず、教皇領からの収入は少なかったのである。グレゴリウス9世が、激しく反抗しながら結局は降伏した都市スエッサに対してカンパニヤの都市と同等の権利と自由を認める書簡で、聖書を引用して、教会の「輒は柔らかく荷は軽い」と書き送っており、インノケンティウス3世もしばしば聖ペトロ世襲領の臣下にこの言葉を使ったのは、ただのレトリックではなく、都市を教

皇領に従わせるために必要な対応だったのである⁷⁴。

本稿では1220年代末の戦争を取り上げた。以後もたびたび教皇領が攻撃され、時には教皇が国家外に逃れねばならないこともあったが、そのようなときにはどのようにして教皇領を守ろうとしたのか。教皇領の防衛政策は、西欧キリスト教世界における教皇権の位置をも示す重要な問題である。今後の課題としたい。

かつて山辺氏は、教皇の靈的権威を維持するために教皇領が必要であった、と述べた⁷⁵。しかし、他方でその教皇領を維持するためには靈的権威は不可欠であった。普遍的権威であることによって、国外からの支援も期待できた。その意味でも山辺氏の、教皇権が世と俗、普遍と領域の微妙なバランスの上に成り立っていたという見解は、首肯できるのである。



D. Abulafia, *Frederick II*, xii. から筆者が作成。

*74 M.G.H., E. S., 1, pp. 307-308, no. 388. Loud, *op. cit.*, p.100. 引用箇所は「マタイによる福音書」11章30節。

*75 山辺、前掲論文、369-370頁。